

# 友の会会員ポイントカード利用規約

吉備ゴルフクラブ株式会社  
岡山空港ゴルフコース

## (ポイントサービス)

第1条 ポイントサービスとは、岡山空港ゴルフコース（以下、「当コース」といいます）が友の会会員（以下、「会員」といいます）1名につき1枚のポイントカード（以下、「カード」といいます）を発行し、会則または当コースが定める方法によりポイントを付与するものです。会員は付与を受けたポイントについて、ポイント還元申請を行うことで当コースにおける利用料金のうちプレーフィーの一部もしくは全てに充当することができます。

## (ポイントの付与・加算)

第2条 カードを来場受付時に専用端末に差し込んでいただくことで、前回来場時のポイントがカードに付与・加算されます。

## (ポイントの取り消し)

第3条 会員の利用料金の全部または一部が取り消された場合、当該取り消し金額に対応するポイントが当コース所定の方法により取り消されるものとします。

## (ポイントの計算)

第4条 ポイントは、利用料金のうちプレーフィーに対して200円=10ポイントとして付与されます。200円未満は切り捨てとします。同伴者のほか、コンペ等で他の利用者分を代行・一括支払いされても、ポイントは会員本人1名のプレーフィーに対しての付与となります。

## (ポイントの有効期限)

第5条 会員が獲得したポイントは、カードを最後に利用した日から半年間有効とし、最終利用日から半年間利用がない場合は、累積したポイントの全てが無効となります。また、会員が退会もしくは資格を喪失したときは、当コースが別途定める場合を除き、累積したポイント残高は全て失効するものとします。

## (ポイントの還元)

第6条 会員は、累積した有効なポイント残高を1,000ポイント（1,000円）単位で5,000ポイント（5,000円）まで、プレーフィーの一部もしくは全てに充当することができます。ただし、プレーフィーが使用するポイント額を下回る場合はご利用いただけません。還元申請する場合は、会員自らカードを提示していただきます。その際、運転免許証等本人を確認できるものを提示していただく場合があります。本人確認できない場合、当コースはポイントサービスの利用をお断りする場合があります。

## (カードの紛失・盗難等によるポイントの取り扱い)

第7条 カードを第三者に不正利用されたこと等によって減じられたポイントについて、当コースはその責を一切負わないものとします。

#### (再発行)

第8条 カードを紛失もしくは盗難、破損等があった場合、速やかに当コースに届け出るものとします。

1. 届け出を行った会員がカードの再発行を希望する場合、再発行手数料 200 円を申し受けます。
2. 再発行を受けた会員は、従前の累積ポイントを引き続き継続することができます。また、従前のカードを発見し、もしくは回収したときは、当コースに対して当該カードを速やかに返却するものとします。なお、再発行を受けた会員への再発行手数料は返金いたしません。

#### (ポイント付与の拒否等)

第9条 当コースは、会員が本規約を順守していないと認めた場合、当該会員へのポイント付与を拒否もしくは保留し、または累積したポイント残高を取り消すことができるものとします。

#### (公租公課)

第10条 本規約に基づき還元されたサービスに対して公租公課が課せられた場合、当該公租公課は会員が負担するものとします。

#### (権利義務の譲渡の禁止)

第11条 カードは会員本人のみ利用できます。会員は、理由の如何を問わず、本規約に基づき発生する権利、債務を第三者に貸与、譲渡、担保提供その他処分し、また相続させることはできません。

#### (ポイントサービスの変更及び停止)

第12条 当コースは、機器の故障、新たな法律の制定、関係法令の改廃、社会情勢の変化、新たなサービスの拡充または縮小、その他諸般の事情により、サービスの提供を変更、一時停止し、あるいはその提供そのものを中止することがあります。変更及び停止によって生じる会員の不利益もしくは損害に関しては当コースは責任を負いません。

#### (規約及びカードの廃止)

第13条 当コースは、その判断により本規約を廃止、本規約及びカードの利用を終了できるものとします。本規約が廃止された場合、累積したポイント残高はすべて失効するものとします。これらにより、万一会員が損害を被ることがあっても、当コースはその損害を賠償する責任を負いません。

#### (規約の改定と適用)

第14条 規約は改定する場合があります。その場合、改定規約は改定日よりの適用となります。